

大学教授等に対する弁護士資格付与制度の見直し 検討のたたき台（案）

- 1 一定範囲の大学の法律学の教授等の職に在った者に対し司法試験に合格していなくても弁護士資格を付与する制度を廃止すべきと考えるが、どうか。
- 2 1のとおり、一定範囲の大学の法律学の教授等の職に在った者に対し司法試験に合格していなくても弁護士資格を付与する制度を廃止する場合、司法試験に合格し司法修習生となる資格を得た後、一定範囲の大学の法律学の教授等の職に在った期間が通算して五年以上となる者に対して、研修を修了することを要件として弁護士資格を付与すべきと考えるが、どうか。

【参照条文】

新弁護士法（抜粋）

（弁護士の資格）

第四条 司法修習生の修習を終えた者は、弁護士となる資格を有する。

（法務大臣の認定を受けた者についての弁護士の資格の特例）

第五条の二 法務大臣が、次の各号のいずれかに該当し、その後に弁護士業務について法務省令で定める法人が実施する研修であって法務大臣が指定するものの課程を修了したと認定した者は、第四条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。

- 一 【国会議員】
- 二 【企業法務、公務員】
- 三 【特任検事】

（中略）

（最高裁判所の裁判官の職に在った者等についての弁護士の資格の特例）

第六条 次に掲げる者は、第四条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。

- 一 最高裁判所の裁判官の職に在った者
 - 二 別に法律で定める大学の学部、専攻科又は大学院における法律学の教授又は助教授の職に在った期間が通算して五年以上となる者
- 2 前項第二号の規定の適用については、司法修習生となる資格を得た後に第五条に規定する職に在った期間は、同号に規定する職に在った期間とみなす。

弁護士法第六条第一項第二号に規定する大学を定める法律（昭和二十五年法律第百八十八号）

弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第六条第一項第二号に規定する大学は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学で法律学を研究する大学院の置かれているもの及び旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学とする。